

令和 8 年度

〔規4条の5の2第4号イ、規4条の7第4号イ〕

[illegible]

3. 水質検査の実施状況（採水地点は、別紙 採取地点 参照）

[規4条の5の2第4号ニ及びホ、規4条の7第4号ニ及びホ]

項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
地下水の水質検査 ※詳細別紙 1	採取を行った日	4月22日											
	結果が得られた日	5月8日											
	検査結果	良											
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											
地下水のダイオキシン類 検査（1回/年） ※詳細別紙 1	採取を行った日												
	結果が得られた日												
	検査結果												
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											
放流水の水質検査 ※詳細別紙 2	採取を行った日	4月22日											
	結果が得られた日	5月8日											
	検査結果	良											
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											
放流水のダイオキシン類検査（1回/年） ※詳細別紙 2	採取を行った日												
	結果が得られた日												
	検査結果												
	異常が認められた場合の措置	措置を講じた日											
		措置の内容											

4. 最終処分場残余容量

[規4条の5の2第4号リ、規4条の7第4号リ]

測定日	令和8年3月
残余容量（m ³ ）	121,306

別紙 1

1 地下水の水質検査結果

令和 8 年度

[illegible]

別紙 1

1 地下水の水質検査結果

	項 目	基 準 値	測定頻度	測定場所	検 査 結 果											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ	年 1 回	上流												
				下流												
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
19	チウラム	0.006mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
20	シマジン	0.003mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
23	セレン	0.01mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ	〃	上流												
				下流												
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ以下	〃	上流												
				下流												
27	電気伝導率 (単位；μ S/cm)	— μ S/cm	月 1 回	上流	123											
				下流	95											
28	塩化物イオン濃度 (単位；mg/ℓ)	— mg/ℓ	〃	上流	6											
				下流	6											

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

[illegible]

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

[illegible]

別紙 2

2 放流水の水質検査結果

	項 目	基 準 値	測定頻度	検査結果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
39	ベンゼン	0.01mg/ℓ	年 1 回												
40	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ	〃												
41	1, 4 - ジオキサン	0.05mg/ℓ	〃												
42	ほう素及びその化合物	1mg/ℓ	〃												
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10mg/ℓ	〃												
44	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	〃												

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。